

狭山市協働事業補助金交付要綱

(平成24年7月10日市長決裁)

(平成27年2月10日一部改正)

(平成28年1月4日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政との協働を推進し、市内における市民活動を支援するため、協働事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定による補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、狭山市補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和57年8月4日規則第40号）に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、公益活動を行おうとする市民活動団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

補助の対象となる団体は、公益活動を行おうとする市民活動団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上の会員で組織し、その過半数が市内に在住、在勤、在学していること。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
- (3) 組織の運営に関する規約等があること。
- (4) 適正な会計処理が行われていること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、市民の自発的な参加によって行われる公益性のある事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 狭山市協働事業提案制度実施要綱（平成27年2月10日市長決裁）に基づき実施する事業
- (2) その他市長が必要と認める事業

2 前項に該当する事業であっても次の事由に該当する事業は、補助対象にならない。

- (1) 市の他の補助を受けている事業
- (2) 団体の運営を目的とする事業
- (3) 営利を目的とした事業

(4) その他補助することが適当でない認められる事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、50万円を限度とする。

2 補助金は、年度ごとに交付し、同一の補助対象事業に対して3回を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、同一の補助対象事業の2回目の補助金の額は当該補助対象事業に要する経費に100分の75を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とし、3回目の補助金の額は当該補助対象事業に要する経費に100分の50を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、狭山市協働事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が適当であると認めるときは、当該予算の額の範囲内において補助金の交付を決定し、狭山市協働事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(概算交付)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定の対象となった補助対象事業（以下「交付対象事業」という。）の開始前に補助金を概算で交付することができる。

(事業の中止又は変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、当該交付対象事業を中止し、又は変更しようとするときは、狭山市協働事業補助金交付決定事業中止・変更承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の承認を受けなかったとき
- (2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき

(事業実績報告)

第10条 補助金交付団体は、交付対象事業を完了したときは、当該交付対象事業完了後速やかに狭山市協働事業補助金実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第11条 補助金交付団体は、第7条の規定により概算で補助金の交付を受けたときは、前条の報告書に狭山市協働事業補助金精算書(様式第5号)を添えて市長に提出し、当該年度の補助金の精算をしなければならない。

(書類の整備及び保管)

第12条 補助金の交付団体は、交付対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該交付対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。